

## (参考：記載例) 会則

(名称)

第1条

本会は、●●●●●と称する。

(目的)

第2条

本会は、●●●を通じて健康及び体力の維持増進を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(役員)

第3条

本会構成員の中から代表1名、副代表1名、会計1名を置く。選任方法は年1度の投票とする。

(活動方針)

第4条



(準拠規約)

第5条

本会則に定めのない事項については、中野区スポーツ・コミュニティプラザ地域スポーツクラブ公認クラブ規約を準用する。

(入会資格)

第6条



(会費)

第7条

本会の会費は、年会費●●円、月会費●●円とする。

(活動に係る費用)

第8条

第7条に定める会費による収入は、本会の活動に係る運営費に充て、その他の活動に係る費用については、会員がその都度支払う収入をもって充てる。

(活動)

第9条

本会の活動は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の代表は、毎年10月及び4月に、それぞれ半年ごとの活動報告書及び収支報告書を調製し、中野区地域スポーツクラブへ提出する。

3 前項の活動報告書及び収支報告書は、本会構成員の過半数の同意を得る。

(役員の任期及び選任)

第10条

第3条に定める役員の任期は●年とする。ただし、役員が任期満了前に辞職した場合の任期は、前任の役員の残存期間とする。

(総会)

第11条

毎年●月に総会を開催し、当該年度の活動実績、決算、翌年度活動計画、予算案、役員改選等について審議し、議決する。

2 総会は、本会構成員の半数以上の出席または委任状の提出により有効とする。

3 第1項の議決案件については、出席構成員の半数以上の同意を必要とする。

(危険負担)

第12条

本会の活動は、本会または構成員の責任において実施し、活動中に起きた事故等においては、本会または構成員が自己の責任により負担する。

2 中野区スポーツ・コミュニティプラザ施設の瑕疵によるものを除き、中野区及び中野区地域スポーツクラブに対して責任を求める。

(その他)

第13条

本会則の改廃については、総会の議決を経て行う。